

2007年5月21日

郵政民営化委員会事務局 御中



全国生命保険労働組合連合会  
中央執行委員長 又曾 芳仁



「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」に対する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見

今般、日本郵政株式会社より「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」の認可申請がなされ、それにともない「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（概要）」（以下、「実施計画」（概要））が公表されました。

生保労連では、少なくとも郵便保険会社等に対する政府出資等が残る間においては、民間との公正・公平な競争条件は保たれないものと考えており、郵政民営化委員会における新規業務の認可にかかる調査審議にあたっては、民間とのイコールフットィングの観点から踏まえた慎重な判断が求められるものと考えます。

かかる課題認識のもと、生命保険産業に働く者の立場から下記の諸点について強く要望いたします。

## 記

### 1. 「新規業務」について

郵便保険会社及び郵便局株式会社の「事業戦略」において新規業務等に対する日本郵政株式会社の考えが記載されておりますが、前述のとおり、政府出資等が残る間は民間との公正・公平な競争条件は保たれていないものと考えており、民間生保と競争条件を完全に同一とした完全民営化がはかられない限り、郵便保険会社の引受け商品・加入限度額等、経営の自由度を緩和すべきではないと考えます。併せて、郵便保険会社・郵便局株式会社・郵便貯金銀行が保険代理店として民間生保の保険商品を受託し販売することについては同様の観点から認めるべきではないと考えます。

今後の新規業務の調査審議にあたっては、郵政民営化法に規定されている通り「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」を十分に踏まえるべきであると考えており、「実施計画」（概要）に記載されている以下の諸点にかかる認可等については郵政民営化委員会において上述の観点から適切に調査審議を行い、意見陳述されることを要望いたします。

## 1. 郵便局株式会社の事業戦略について

### ○ 顧客ニーズに応じた多様な金融商品の積極販売に関する件

- ・変額年金保険及び第三分野商品等の民間からの受託等。
- ・長期平準定期保険をはじめ、その他の生損保商品の早期取扱開始。

## 2. 郵便保険会社の事業戦略について

### ○ 新しい営業モデルに関する件

#### ①郵便局チャンネル

##### (商品戦略)

- ・学資保険・養老保険を引き続き主力とし、医療特約の改善や加入後一定期間経過した場合の限度額の引き上げ等の新商品により収益拡大。
- ・普通養老保険等の加入年齢範囲見直し。
- ・態勢整備の上、他社との連携も含め第三分野等新商品を開発・提供。

#### ②直営店チャンネル

##### (商品戦略)

- ・従業員の福利厚生を目的とした養老保険を法人向けの主力商品とし、長期平準定期保険などの経営者向け保険を他社から受託し提供。

## 3. 郵便貯金銀行の事業戦略について

### ○ リテールビジネスの実現に関する件

- ・変額年金保険の取扱い等他の金融機関が取り扱う金融商品の仲介も、お客様の資産形成にお役に立てるサービスとして積極的に取り組む。

## 2. 「簡保の旧契約に係る利益と個人情報」について

「実施計画」(概要)における郵便保険会社の損益見通しの注釈として契約者配当準備金繰入に関して以下1.の通り記載があります。この点、政府保証を背景に築き上げられた旧契約の顧客に帰属する利益の2割を郵便保険会社に付け替え、郵便保険会社の業務へ投資することとなれば、民間生保との公正・公平な競争条件は確保されなくなるものと考えます。

また、個人情報については以下2. 3. の記載があります。仮に、政府の信用を背景に収集した旧契約の顧客情報が郵便保険会社の販売活動に転用されることとなれば、民間生保との公正・公平な競争条件を確保することができなくなるものと考えます。

従って、旧契約に係る再保険の利益や個人情報については、民営化後の郵便保険会社から厳格に分離するべきと考えます。

については、今後の調査審議にあたっては上述の観点から以下の諸点について郵政民営化委員会において適切に判断されることを要望いたします。

#### 1. 郵便保険会社 損益見通しについて

- 契約者配当準備金繰入は、既に約款でお約束している配当に加え、再保険損益等の8割を繰り入れ。

#### 2. 郵便保険会社に承継させるその他の権利及び義務について

- ……保有個人情報等に係る権利及び義務のうち郵便保険会社に承継させることが適切なもの

#### 3. 郵便局株式会社の事業戦略について

- 業務品質の向上等に関する件
  - ・特に、保有するお客様情報について、銀行代理業、金融商品仲介業等として業務処理及び営業活動に利用が必要な場合は、書面によるお客様の同意を取得し、システムで管理するとともに、個人情報管理態勢を確立。

以 上